

確定申告がまちがっていたときは

昭和四十七年分の確定申告の受付は三月十五日で終了しました。しかし確定申告をした後で、内容がまちがっていたことに気づいた方はありませんか。確定申告がまちがっていたときは訂正することができまます。そこで訂正の手続きなどについてお知らせいたします。

○税額を少なく計算していたとき
所得や税額の計算をまちがって、納めた税金が少なかつたり、還付を受ける税額が多かつたりしていることがわかった時は「修正申告」をして正しいものにすることができまます。この修正申告は税務署から更正の通知があるまではいつでも申告することができます。

○税額を多く計算していたとき
更正の請求ができる期間は申告期限から一年間です。昭和四十七年分の所得税の確定申告については、昭和四十九年三月十五日までです。更正の請求をするとき、税務署ではその内容を調べて、納め過ぎの税金を返すことになっていまます。

修正申告をしたときは過少申告加算税はかかりません。

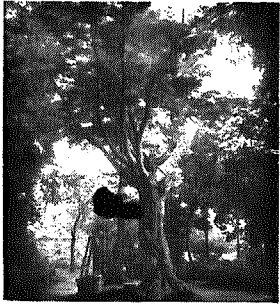
○税額を多く計算していたとき
所得や税額の計算をまちがった為税金を納め過ぎていたり、還付を受ける税金が少ないことがわかったときには、正当な税額に直す様に「更正の請求」をすることができます。

更正の請求ができる期間は申告期限から一年間です。昭和四十七年分の所得税の確定申告については、昭和四十九年三月十五日までです。更正の請求をするとき、税務署ではその内容を調べて、納め過ぎの税金を返すことになっていまます。

○確定申告を忘れていたとき
確定申告をしなればならない人が、忘れていたりして申告をしていなかった時は申告期限後でも確定申告をすることができまます。

郷土の文化財 県天然記念物指定 (もみじの大樹)

県天然記念物に指定されたもみじの老樹は、木場山際清、松氏前庭にあり、目通り周二・二〇〇根廻り八・七五、高さ約十、根上二・六五、枝より分枝十一本を生じ、枝張六、六に及ぶ、言い伝えによると明和五年(一七六八)植樹とあるから樹命は二百年以上と推定される、樹盛は現在もなお旺盛で県内の「もみじ」の大樹中最大のものである



ぶ、言い伝えによると明和五年(一七六八)植樹とあるから樹命は二百年以上と推定される、樹盛は現在もなお旺盛で県内の「もみじ」の大樹中最大のものである

この「期限後申告」は税務署から決定の通知があるまでは、いつでも申告することができます。つまり早くした方が有利です。つまり、期限後申告しないで税務署から決定の通知を受けること、税額の一〇%の無申告加算税がかかりますが調査を受ける前に申告をしたときは、無申告加算税は税額の5%ですすみます。

母子年金に
該当している人はいませんが国民年金の給付の内に母子年金といふものがあります。皆さんが母子年金に該当すると思われる人がありましたらいつでも後場厚生課年金係までご相談下さい。母子年金はこんな場合になった時に受けることが出来まます。

○国民年金の被保険者で一家の中心となつて働く夫が死亡したときに死亡日の前日において納付要件を満しているか(保険料を納めていゝ)又は保険料免除の適用を受けている其の夫によつて扶養されている妻が十八才未満の子(二十才未満の身心に障害のある子を含む)と生計を同じくしている妻と子との生活の安定を図るために其の妻に對して母子年金として年額一〇〇〇〇円(子供二人以上いる場合一人に付き四八〇〇円加算)を支給されます。ただし子供が十八才に到達したときに母子年金の支給が終了す。

次号は准母子、遺児年金を掲載する予定です。

「保健衛生だより」

5月2日 黒埼町公民館
○受付時間 午後12時30分〜1時
○対象 48年1月、2月届出妊婦と3月、4月届出妊婦
○内容 1月、2月届出妊婦は産褥期の衛生について
○新生児の保育及び母子関係の色々の制度
○3月、4月届出妊婦は妊娠中の歯牙衛生について及び歯牙検診
○妊娠前半期の妊婦の健康について

5月5日 黒埼町公民館
○受付時間 午後12時30分〜1時
○対象 48年3月、4月届出妊婦
○内容 妊娠中の栄養及び産褥期の栄養について
○分娩後半年の健康について
○分婭について
○妊娠後半年の健康について及び歯牙検診
6月13日 黒埼町公民館
○受付時間 午後1時〜2時
○対象 48年3月、4月生れの子
6月14日 黒埼町公民館
○受付時間 午後1時〜2時
○対象 48年1月、47年7月生れの子

6月15日 黒埼町公民館
○受付時間 午後1時〜2時
○対象 46年3月1日〜6月30日までに生まれた者
※百ジフ破傷風予防接種
「初回の二回目」
6月22日 黒埼町公民館
○受付時間 午後1時〜2時
○対象 5月25日の二回目を受けた者

5月2日 黒埼町公民館
○受付時間 午後1時〜2時
○対象 47年1月1日〜4月30日までで傷風予防接種
※百ジフ破傷風予防接種
「初回の二回目」
5月25日 黒埼町公民館
○受付時間 午後1時〜2時
○対象 47年1月1日〜4月30日までで傷風予防接種
※百ジフ破傷風予防接種
「初回の二回目」
6月15日 黒埼町公民館
○受付時間 午後1時〜2時
○対象 46年3月1日〜6月30日までに生まれた者
※百ジフ破傷風予防接種
「初回の二回目」
6月22日 黒埼町公民館
○受付時間 午後1時〜2時
○対象 5月25日の二回目を受けた者